

筑前國續風土記 卷之十六目錄

宗像郡上

宗像大神三社 田島神社宗像大宮司宅

大 島 澳 津 島

筑前國續風土記 卷之十六

貝原篤信選定

貝原好古編錄

竹田定直校正

宗像郡 上

日本紀第一卷には、胸肩と書けり。舊事記には、宗像とし、古事記には、宗形とす。凡和語の習ひ、訓同じければ、文字相用るは常の事也。宗像と名付し意は、宗像の社記に曰、筑前國風土記に曰、宗像之大神自_レ居_ニ崎門山_ニ。天降之時。以_ニ青甕玉_ニ置_ニ澳津宮之表_ニ。以_ニ八坂瓊紫玉_ニ置_ニ中津宮之表_ニ。以_ニ此表_ニ成_ニ神體_ニ而納_ニ三宮_ニ。即納_ニ隱_ニ之_ニ。因曰_ニ身形郡_ニ。釋日本紀云、先師說曰。胸肩之神體爲_レ玉之由。見_ニ風土記_ニ。然則尋_ニ其由來_ニ爲_ニ其神像_ニ者也。今此說によりて案るに、宗像と名付し事、三神の御身の形を以、三宮に納し故、身の形と云、三神の居ます所成故、身形郡と號す。み

のど、むなと音相通ずれば、古へ和語の習、轉じて、むなかたと名付しならん。凡此郡は、西北に海をうけ、海中に島有、東北遠賀郡に隣りて、高山を以て限とし、南は鞍手郡に境ひて、又山を隔て、西は原野にて、糟屋郡につゞけり。郡中にも山野多くして、所々に小川有。凡河海の利とぼしからず。只西北海に近くして、時々颶風の災有のみ。

里民の曰、此郡に六嶽有。

室木嶽、蔦嶽、許斐嶽、宮地嶽、よりだけ、大島御嶽、是なり。

此郡に唯二川有。田島川、西郷川也。其餘の諸村の谷水は、皆此二川に落台、北海に入。二川其源頭近して深山なし。故に河水大ならず。此郡の南の山邊の村、西より東へは、舍利倉、内殿、本木、大穂、野坂、朝町、名殘、藤原、吉留也。道の北、宗像山より海邊迄の山下の村、東南より西北への序は、竹丸、石丸、楞嚴寺、三郎丸、平等寺、山田、池田、上八也。

和名抄に載する所、此郡の郷の名十四有。

秋山田今も村名に荒木

海部今糟屋郡に席内と云大村有。昔宗像郡の境内成しにや。いぶか

し。古今轉變は不珍敷。深田今も田島に深田と云小村あり。

野坂今も村の名のこれり。蓑生西郷村に蓑生と云枝村

有。福岡浦の邊を養生浦と稱す。名所也。辛家

小荒おほ津丸津丸と云村は今も有。

丸の字、誤て九と書り。怡土おほ荒あ自じ今も村の名に残れり。

今稱する所の此郡の村の名

舍利藏村 本木村 河内村本木村の内

畝町村 内殿村 檜木村内殿村の内

鳥巢村 久末村 津丸村

手光村てひかり冠村手光村の内上西郷村

大森村上西郷村の内鞍掛村同上下西郷村

福間村下西郷村の内宮司村 渡村

梅津村渡村の内津屋崎村 在自村

大石村 須多田村 怒山村

生家村

怒山村に
屬す。

勝浦村

山添村

鹽江村 同上

勝浦濱村 同上

松原口村

勝浦村に屬す。
新田村也。

神湊村

江口村

吉田村

川端村 吉田村
の内

河東村

多禮村 河東村に
屬す。

池浦村

多禮村に
屬す。

牟田尻村

下牟田尻村 牟田尻村
に屬す。

田島村

大井村

釋迦院村 大井村
の内

用山村

田熊村

平井村 田熊村
の内

東郷村 今東江と書ば、郷の字
の草書を訛りてなり。

村山田村

八並村

山中村 八並村
の内

王丸村

大穂村

大穂町 大穂村に
屬す。

野坂村

中山村 野坂村
の内

原町 野坂村光
岡村の内

朝町村

晝掛村 朝町村
の内

光岡村

久原村

平清水村 久原村
の内

曲村

名殘村

徳重村

兎渡村 徳重村
の内

藤原村

吉留村

安倉村 吉留村
の内

| | | | | | | | | |
|-----|-----|----------------------|----------------------|----------------------|------|------|------------------------------------|-----|
| 大島村 | 上八村 | 大王寺村 | 山田村 | 野添村 | 三郎丸村 | 陵嚴寺村 | 土師上村 | 猿田村 |
| | | <small>池田村の内</small> | | <small>稻元村の内</small> | | | <small>武丸村の内</small> | 同上 |
| | 鐘崎村 | 田野村 | 横山村 | 須惠村 | 土穴村 | 石丸村 | 赤間村 | 松丸村 |
| | | | <small>山田村の内</small> | | | | <small>赤馬と書を正とすべし古は赤馬町といふ。</small> | 同上 |
| | | 向田野村 | 池田村 | 平等寺村 | 稻元村 | 田久村 | | 武丸村 |
| | 地島村 | <small>田野村の内</small> | | | | | | |

以上九十一村

内 本村 五十八
枝村 三十三 此内新田村一

○宗像大神三社

延喜式神名帳に、筑前國宗像郡宗像神社三座並名大神大と記せり。此三座の神は田心たこり姫、湍津たきつ姫、市杵いちきしまひめ島姫なり。大島、澳島、田島、三所にしづまりおはします。日本紀第一神代卷上を考ふるに、素盞鳴尊父母の御心に叶ひ給はず。根國にやはれ給ふ時、暫く高天

原にまうで、姉尊天照大神也に相ま見えて後、ひたぶ
るにまかりなんと望み給ひしに、伊弉諾尊ゆるすと
宣ひしかば、則天にのぼり給ひしに、天照大神は、
素盞鳴尊の、國をうばはむとするの志有りと、うたが
はせ給ひ、兵の備をして待給ふに、素盞鳴尊此よし
を見て、吾初より異心なし。但父母の嚴勅いづくしきみことのります故
に、ひたぶるに根國にまかりなんとす。若姉の尊と
相ま見えんば、吾いかんぞあえてまからん。爰を
以て雲霧を踏渡り、遠より來りまゐりぬ。思はず、
姉の尊かへりていかり玉はむ事をと宣ふ。時に天照
大神又とひて宣はく、若然らば、將に何を以、爾が赤
心をあかささん。對ていはく、請ふ姉と共に誓うけはん。
夫誓約それの中に、必將に子をうむべし。若吾うめる處
女ならば、則濁心きたなき有とおぼせ。もし是男ならば、清心きよき
有とおぼせ。爰に天照大神、則素盞鳴尊の十握劍をこ
ひ取、打折て三段となし、天の眞名井にふりすゞぎ、
さかみにかんで吹出る氣噴いぶきの狭霧に、うまると神を

なづけて田心姫と云。次に湍津姫、次に市杵島姫
すべて三柱姫神ます。又天照大神勅して曰、其十握
劔は是素盞鳴尊の物也。此三女神は悉く是爾いましが兒也
と宣ひて、則是を素盞鳴尊に授給ふ。此則筑紫の胸
肩の君等が、いつき祭る神是也と記せり。是日本紀に
しせる最初の説なれば、田心姫を第一とし、湍津姫
を第二とし、市杵島姫を第三とする説を正とすべし。
且後代、文德實錄、三代實錄などに記せる次第も、
皆是に同じ。されば誠に誤とするに足れり。日本紀は
舊事記、古事記より後に、舍人親王いへひとの作り給へる書な
れば、前書の失をも改正して、かく記し給へるにや。
古語にも、後出の者巧也とあれば、舊事記、古事記よ
りも、日本紀を證とすべきか。然して日本紀本説の下
に附たまへる、分註の數説も、古來の異義を存して、
疑を傳へたまふ意なれば、是亦捨がたき事也。且三神
の鎮りませる三所の地は、日本紀最初の説に詳なら
ずして、一書の説に出侍る故に、今日本紀分註の諸

説・并に舊事記、古事記の説を採録する事、左の如し。日本紀の内、一書の説に曰、日神素盞鳴尊と相對むかひて立て、誓て曰、若汝が心明淨して、しのぎうばはんと云意あらずば、汝がなさむ兒、必當に男ならんと宣ひおはつて、先はかせる十握劍を食し兒をなす。瀛津鳥姫と名付く。又九握劍を食し兒を成す。湍津鳥姫と名付く。又八握劍を食し兒をなす。田心姫と名付く。凡三女神ます。下日神其うみませる所の三女神を以て、筑紫洲に降まさしむ。依て教て、汝三神は宜しく道中に降りまして、天孫を助けまつり、天孫の爲にいつかれよと宣ひき。是天照大神の御時、三女神既に宗像に降り給へる證とすべし。且世々の帝の、宗像の三社を崇め給ひ、時々奉幣使を下させ給ひけるも、このゆへなるべし。又一書の説に、天照大神八坂瓊の曲玉を以、天真名井にうけよせて、瓊の端を嚙斷て、吹出る氣噴いぶきの中になる神を、市杵島姫命と名付く。是は遠瀛おきつみやにます神也。澳島なり。又瓊たまの中をくひ斷て、吹出る氣噴の中になる神を、田心姫命と名付く。是中瀛なかつみやにます神也。大島なり。又瓊の

尾を食斷て、吹出る氣噴の中になる神を、湍津姫命と名付く。是は海濱（つみ）の海濱に在。今も其址残り。田島の社、昔は神湊の東にま

す神也と有。又日本紀一書の説に、日神先食ニ其十握劔。化生兒瀛津姫命。亦名市杵島姫、又食ニ九握劔。化生兒湍津姫命。又食ニ八握劔。化生兒田霧姫命。云々。

舊事記には、天照大神、素盞鳴尊のはかせる所の三劔を以、天真名井にふりすゞぎ、さかみにかんで、吹出るいぶきの狭霧の中に、あらはれます二女の神有。

十握劔の化生の神を名付て瀛津姫と云。又田心姫。又曰田霧姫。

九握劔化生の神を號て湍津島姫命と云。八握劔化生の神を號て市杵島姫と云。瀛津島姫命は是遠瀛にをる所の神、是田心姫也。邊津島姫命は是海濱にをる所の神、是湍津姫命也。中津島姫命は是中島にをる所の神、是市杵島姫命也。又曰、田心姫命又奥津島姫と名付く。又瀛津島姫命と云。宗像奥津宮にます。

是遠瀛島にます所の神也。次に市杵島姫命、又佐依姫命と云。又中津島姫命と云。宗像中津宮にます。是

中島にをる所の神也。次に湍津島姫命、又多岐都姫命と名付。亦の名は邊津島姫命、宗像邊津宮に座す。是海濱にをる所の神也。古事記に曰、多記理毘賣命は胸肩の奥津宮にまします。次に市杵島比賣命は胸形の中津宮にまします。次に田寸津比賣命は邊津宮にまします。此三柱の神は胸肩君等が、いつく三所大神是也と有。三神兄弟の次第は右に記せり。日本紀初の説を正とすべし。三神御鎮座の所、右三部本書の説同じからず。三書の内にも又説多して、いづれが是なる事をしらす。後花園院文安元年に、大宮司氏俊、三社の縁起を改書しける。其詞に曰、第一神は海淡を集て島を築、居を遠海の奥に示し給ふは、末世に至る迄、異國を降伏し給ふべきよし御誓有て、彼島に留り玉ふ。則奥の御島と號す。是日本高麗との中間也。遠瀛に居給ふ。是を田心姫と號し奉る。第二神は居を中海の奥に示し給ふ。今大島と號する是也。中瀛に居給ふ。是を湍津姫と號し奉る。第三

神は居を海濱に示し給ふ。今田島と號す。是也。海濱に居給ふ。是を市杵島姫と號し奉ると書り。此縁起は末世の説にして、ふるきより據なければ、打まかせて證としがたし。況三神鎮座の地、日本紀、舊事記、古事記にもそむけり。且鎮座の時も日本紀とあはず。いかなる傳説本有てか、かく記せしにや。いぶかし。然れども、其最初に生れたまふ御神、遠瀛に鎮りまし、第二神中瀛に鎮りまし、第三神海濱にしづまりたまふは、諸説皆同じくして、其名に異同あるのみ。今宗像三所の神司も、ともに田心姫を第一とし、湍津姫を第二とし、市杵島姫を第二と稱して、各異る事なし。但鎮座の次第、奥島、田島の神職のいふ所おなじからず。田島の神職は、昔大宮司の時より以來今に至て、田島の宮に祭所は田心姫也。三神の次第、田心姫第一なれば、田島を第一とす。海濱の社は、田圃有所に近くしづまります御神成故、田心姫と云。湍津島姫を第二とす。大島の神は、天の

川のほとりにまします故に、湍津姫と云。市杵島姫を第三とす。奥の島の神は、日本紀に、又名は市杵島姫と云と記せり。おきつと。いちさと音相近し。是を以奥津島にましますを、市杵島姫とすと云。また奥津島の社職は、舊事記、古事記、及大宮司ウヂ氏俊の縁起の説を以證として、奥津島の神を田心姫とし、第一とす。出雲より來りて鎮座し給へる神なれば、第一田心姫は先奥津宮にとゞまり、次に湍津姫は大島にとゞまり、次に市杵島姫は海濱にとゞまり給ふ。其次第かくのごとく成べしと云。かく古書に載る所、今世傳ふる所、其説まち／＼にして同じからず。社家の傳へ云處も亦各其理あれば、今更何れを是とし、いづれを非とすべからず。然らば三神の鎮座、各いづれの時と決定しがたし。三神皆日神の御子にて、はらから同胞の御事なれば、いづれもたうとぶべき御神也。故に朝廷より贈らせ給ふ神位も、皆同位也。凡兄をたふとび、弟をいやしむは常の習ひなれど、夫は郷

黨にて齡をたつとぶの禮也。昔より弟賢にして君と成、兄不賢にして臣と成例もあれば、必姉妹の次第を以、其貴賤と長短をあらそふべからず。凡田島、大島、奥津島は、三所ともに、何も三神を一社に合祭て、各其社の主とする所を中座に崇奉る。社家には、光仁天皇天應元年に神託有て、邊津宮の社内に、奥津島、中津島の兩神をも勸請して、一所に崇奉ると云傳へ侍る。又三神鎮座の始を、氏俊が縁起には、孝靈天皇四年に、出雲國簸の川上より、筑紫宗像に御遷行と記せり。然れども天照大神の勅に依て、神代より已に筑紫に降臨有しこと、日本紀の文明白なれば、是を正説とすべし。他説を用べからず。但出雲國より、海上を遷行有し故に、先一神は奥津島に留り玉ひ、次に大島、次に海濱宮に留り玉ふは、其序かくの如く成べければ、出雲より來り玉ふ事は、さも有なん。日本紀十二卷に、履中天皇五年春三月戊午朔、筑紫にまします三神、宮中に顯れて宣く、何ぞ

我民を奪や。吾今汝にはぢみせん。爰におゐて禱祠
らす。其後皇妃薨じ玉ふ。已にして天皇、神の祟り
を治すして、皇妃を亡ふことを悔て、更に其咎を求
む。或者曰、車持君筑紫國にまかりて、悉くに車持
部をか攣り、兼て充神者かんべのたまをとれり。必此罪ならん。天
皇則車持君を喚て、以て推問かんがへたまふに、事既に實也。
因て以てせめて曰、爾車持君といへ共、ほしいまゝ
に、天子の百性をか檢攣れる罪一也。既に神祇わからたまへに分寄る
車持部を、兼て奪とれる罪二也。則惡解除あしはらひよしはらひ善解除を負
て、長渚崎に出ではらへみそがしむ。既にして是に
詔て曰、自今以後、筑紫の車持部を掌る事を得ざれ
とて、乃ち悉く收て以、更に分て三神に奉る。同十
四卷に、雄略天皇九年春二月甲子朔に、凡河内直香賜ひまかたふ
と采女とを遣して、胸肩の神を祠しめ玉ふ。香賜采
女と既に壇所に至て、將に事を行はむとするに及て、
其采女を好す。天皇聞しめして曰、神を祠て福を祈
ること、敬しまざるべけんや。則難波の日鷹吉士を

遣して、是を誅さんとし玉ふ。時に香賜則逃亡て在らず。天皇復弓削連豊穗を遣して、普く國內を求め玉ひしに、三島郡藍原におゐて執て斬ぬ。續日本紀に、仁明天皇承和九年秋七月乙未に、使を筑前國に遣して、宗像神に奉幣立玉ふ。崇有に依て也。

文德實錄に、文德天皇嘉祥三年十月辛亥、筑前國宗像神に従五位上を授給ふ。仁壽三年二月癸亥、筑前國宗像神に正五位下を加へ給ふ。天安元年十月丙寅、筑前國にます正四位下勳八等宗像神に正三位を授けたまふ。同二年閏二月戊午筑前國にます正四位下勳八等田心姫神、湍津姫神、市杵島姫神に、並に正三位を授けたまふ。

篤信案るに、文德實錄所記、去年今年兩度正三位を授け給ふこと、いぶかし。本書を考ふるに此如。

三代實錄に、清和天皇貞觀元年正月二十七日、筑前國正三位勳八等田心姫神、湍津姫神、市杵島姫神、並びに従二位をさづけらる。同十二年二月十五日、勅して、從五位下行主殿權助大中臣朝臣國雄をつか

はして、宗像大神に奉幣したまふ。その告文にいはいはく。

天皇我詔旨止、掛畏岐宗像大神乃廣前申給_倍申_サ、去年六月_{ヨリ}以來、太宰府度々言上_{須良}、新羅賊船二艘、筑前國那珂郡乃荒津爾到來天、豐前國乃貢_ル調船乃絹綿乎掠奪天逃退_太利、又廳樓兵庫等上爾、依_レ有_二大鳥之恠_一下求_ル爾、隣國兵革之事可在止卜申_セ利、又肥後國爾地震風水之災在天、舍宅悉仆顛_レ利、人民多流亡_利、如此之災比古來未聞止、古老等毛申止言上_利、然間爾陸奥國又異_レ常_二留_一地震之災言上_利、自餘國々毛又頗有_二件_一災_一止言上_利、傳聞彼新羅人波、我日本朝止久岐世時_利與_レ相敵比來_利多、而今入_二來境內_一天、奪_二取調物_一天無_二懼沮之氣_一、量_二其意況_一爾、兵寇之萌自_レ此而生加。我朝久无_二軍旅_一天、專忘警備_利多、兵亂之事尤可_二慎恐_一、然我日本朝波所謂神明之國_利、神明乃助護利賜波、何乃兵寇可_二進來_一岐。又我皇大神波、掛_毛畏岐大帶日姬乃彼新羅人乎降伏賜_シ爾、相共加力_二倍賜_一天、

我朝乎救賜比崇賜奈利、而今如此爾狎侮氣色乎露出事

波、最毛是皇大神乃聞驚怒志利賜倍物奈岐、故是以、

從五位下行主殿權助大中臣朝臣國雄乎差使天、禮

代乃大幣帛乎令捧持天奉出給布、此狀乎平介久聞

食天、假令時世乃禍亂天、上件寇賊之事在倍物奈利、

掛畏皇大神、國內之諸神太知遠、唱道岐賜天、未發向

之前爾、沮拒排却賜倍、若賊謀已熟天、兵船必來倍久在

波、境內爾入賜波須天、遂爾還漂沒米賜天、我朝乃神國止

憚其禮來留故實乎澆多、失賜奈布、自止此之外爾、假令天、

夷俘乃逆謀叛亂之事、中國乃盜兵賊難之事、又水旱

風雨之事、疫癘飢饉之事爾至萬天、國家乃大禍、萬姓

之深憂止可在其率遠波、皆悉未然之外爾拂却銷滅之賜天、

天下无躁驚久、國內平安爾鎮護利救助賜比、天皇

朝廷乎寶位无動、常磐堅磐爾、夜守晝守爾護幸倍於

奉給倍、恐美恐美申賜波久申。

三代實錄曰、陽成天皇元慶二年十二月廿四日、兵部

少輔從五位下兼行伊勢權介平朝臣季長をして、宗像

大神に奉幣し給ふ。

又曰、元慶五年十月十六日。太政官處分。依_レ請大和國城上郡從一位勳八等宗像神社。准_テ筑前國本社。置_ニ神主_ヲ。以_ニ高階真人_一爲_レ之。又類聚三代格曰、太政官符。應_ニ充_ニ行宗像神社修理料_一云云。件神坐_ニ大和國城上之内_一。與_下坐_ニ筑前國宗像郡_一從一位勳八等宗像大神_上同神也。舊事記云、是天照大神之子也。大神勅曰。汝_ニ三神降_ニ居道中_一。奉_レ助_ニ天孫_一。爲_ニ天孫_一崇祭者。今國家每_レ有_ニ禱請_一。奉幣使神是其本縁也。唯筑前社有_ニ封戸神田_一。大和社未_レ預_ニ封例_一云々。

今此二書に記せる所、從一位勳八等宗像大神と有。國史に宗像神社に從一位を授玉ふ事見えず。され共右の書に記せるを以見れば、其先從一位を朝廷より授玉ふ事分明也。凡此御神は、神代より此國に鎮座し玉ひて、邦國の守と成、永く天孫の御すべをたすけ玉へり。是神代の卷に載る所、天照大神の勅明白也。故に古へ世々の帝、しばしく此社に勅使を立られ、

禮幣を捧げ、寶物寄納し玉ひ、御尊崇を極め給ふは此縁也。日本紀、應神天皇の卅七年春二月。遣阿知使主都如使主於吳。令求縫工女云々。吳王於是與工女兄媛弟媛吳織穴織四婦女。四十一年春二月。天皇崩。是月阿知使主等自吳至筑紫。胸形大神乞工女等。故以兄媛奉於胸形大神。是則今在筑前國御使君の祖也。既而率其三婦女以至津國。及于武庫而天皇崩之不及。即獻于鷦鷯尊。是女人等之後。今吳衣縫。蚊屋衣縫是也。舊事記曰、味鋤高彥根神妹母與津宮田心姫云々。古事記曰、大國主神娶坐胸形與津宮神多紀理毘賣命。生子阿遲鋤高日子根命。次妹高比賣命。亦名下光比賣命。此之阿遲鋤高日子神者。今謂迦毛大御神者也。公事根源下卷、十一月上卯日宗像祭。氏人是を執行ふと云へり。氏人とは宗像の君を云成べし。宗像の社他國にまします所多し。延喜式に載侍るは、大和國城上郡登美山神社三座、備前國二座、赤坂郡津高郡、伯耆國會見郡、下野國本川郡に在是

也。又山城國葛野郡の宗像の神に、清和帝より告文をまいらせられしこと。三代實錄十八卷に見えたり。是松尾攝社成か。又嵯峨の櫟谷いちひにまします宗像神成か。是は式外也。又京都花山院殿の宅にまします宗像の神あり。拾芥抄に云、近衛南。東洞院、東一町。本名東一條云々。式部卿貞保親王家貞信公傳二領之。一住二小一條之間一號二之東宮ひがしのみや。九條殿令レ給二外家冷泉院一。此所立坊花山院傳二領之。大鏡曰。忠平公貞信公なり。又小一條太政大臣と申す。朱雀院並村上の御おちにおはしますと云々。三人の大臣達御子也。の參らせ玉ふれうに、小一條の南、勘解由小路かげのこうぢには、石疊をぞせられたりしが、また侍るぞかし。宗像明神のおはしませば、洞院の後の辻よりおりさせ玉ひしに、雨などのふる日のれうとぞ承りし。大かた其一町は、人まかりありかざりき。今はあやしき者も馬車うまぐるまにのりつゝ、みじみじとあきり侍るは、昔の名殘に、いと忝なくこそみ玉ふめれ。此貞信公は、宗像明神うつゝに物など申玉

ひけり。我より御位高くてゐさせ玉へるなんくるし
きと、申玉ひければ、いと不便なる御ことかなと、神
の位を申させ玉へる也。花山院家記曰、此亭元貞保
親王の家也。清和の御子也。貞信公相傳而住西家。小一條今宗
像是也。時人以此亭號東宮。貞信公讓于九條右丞相冷泉院。
右丞相外孫。於此亭有下立太子事。即爲御所東宮之號。世
俗之詞有徵云々。其後爲花山院御所。仍改東宮之號。
又稱花山院。二代實錄第二、清和天皇貞觀元年二月晦
日丙辰。筑前從二位勳八等田心姫神湍津姫神市杵島
姫神。並授正二位。太政大臣東一條第從二位勳八等田
心姫神湍津姫神市杵島姫神。並授正二位。此六社居雖
異。實是同神也。今案、東京一條第宅の三神宗像社は、
今花山院殿宅中に小祠ある是也。時代に隨ひて第宅
の有所は替り侍れど、花山院の號はかはらず。宗像
の社も時に隨ひて遷玉ふ。花山院殿世々是を崇敬し、
祭祀をつとめらる。是式外の神也。

諸神記曰、建治二年、勘文云。東一條宗像神社三座爲

式外之神。而去年建治。占部兼文依_三勸奏子細。可_レ預_二四度官幣_一之由宣下畢。古宗像三社に神領多く侍り

肥前國晴氣保三百町、豊後に豆田原四十町、壹岐島藥師丸^{まる}廿五町、當國には鞍手郡古物神崎四十町、芹田五十町、宗像郡西郷三百町、稻元四十町、須惠村卅町、稻光五十町、都合八百七十五町なり。是古來より定たる神領也。かく國々所々に神領有しが、氏貞の時亂世と成ては、宗像一郡及鞍手郡若宮三百町、又遠賀郡川の西郷を領す。然るに氏貞先祖大宮司氏俊、初て將軍足利氏に與して兵革を事とし、神領を以私領の如くせしかば、天正十五年秀吉九州をたいらげ玉ひし時、大宮司氏貞は已に其前年歿せし故、其所領悉く沒收せらる。大宮司家の領地は、元神領成る事を知給はざりし故也。其年小早川隆景國の主となり、新に貳百町の神田を寄附せらる。其時家臣井上又右衛門が證文、並村付あり。此神領寄附の間凡八年、文祿三年隆景隱居して、備後國三原に移ら

れ、其養子秀秋、當國を相續で領せらる。秀秋國政無道にして、所々の神領を沒收し、隆景の當社に附玉へる、二百町の神領さへ不殘取放さる。隆景是をかなしみ、隱居領の内、本郡河西の郷の土貢米百石を寄附せらる。河西の郷は田島の邊也。長政公此國を領し玉ひて後、神社佛寺の領、何國も先例に隨ひ進止し給ひしかば、秀秋の例に任せて此社に神田は附玉はず。され共慶長十一年社領五十石を寄附し玉ふ。田島、大島、奥島、三所の社人凡十三人に支配せらる。三社の修理は、其時より以來國主より沙汰し玉ふ。貞享四年十二月、國主光之公田畠五拾石の地を寄附し玉ふ。又社領に開きし田畠三十三石餘の地、是又其後田島神社造營料となる。○昔大宮司有し時、宗像三所の社人凡七拾人有。天正十三年大宮司氏貞亡び、社領減少し、秀秋社領を沒收せられて後、多くの社人俸給なければ、饑寒をまぬかれがたくして、四方に離散す。今わづかに十三人有。其俸は極て微薄也。此内十一

人は田島の社職也。田島に拾人、大井村に一人有。十一人の内大宮司遠孫宗像氏三家有。此内澤田氏兩人、嶺氏一人也。大島に社人二人、此内一人は中津宮に仕へ、一人は興津宮につかふ。○田島の社人は、父母兄弟の忌の中は、別に小屋を造て別火を炊き、百日に當る日社參す。社人にあらざる村民は父母の忌六十日、兄弟廿日、右のつとめ期年過て社參す。社人は神事繁き故、村民より早く社參す。産婦は卅五日間社參せず。流産も同じ。其夫は七日過て社參す。婦女月のさはりある間七日別家に居、別火をたきて食す。十二日過ざれば釜の祭せず。神に參らず。大島は父母の忌五十日、別家に居て別火をたく。一周忌に至らざれば社參せず。婦女のさわりの忌、田島の如し。○社家の説に、宗像三社に織幡おりはた、許斐このみをくわへて五社とす。又孔く大寺を加へて六社とす。稻庭いなば上けを加へて七社と稱す。○安藝嚴島は市杵島姫を彼所に勸請す。延喜式神名帳に、安藝國佐伯郡伊都岐

島神社と有。彼社縁起に、自_ニ筑前恩賀島_一來_ニ于此_一と云。

○田 島 片脇城

村中に神社在。右に記す所の宗像三神の内、一柱の御神也。田島社職の輩は、此社を田心姫とし、第一宮と云。其事則に記す。此神社古は神湊かうのみなとの東六町、海の南一町許に在し故に海濱宮へつみやと云。へとは海濱を云。つは助字なり。今其地を神の幸屋敷かうと云。其所に今も社の地有て、いちじるし。昔の祭に用ひし土器の破たる多し。人家は無し。此所神湊と江口との間に在。神湊の境内にして、田島を去る事半里許也。清氏より四十八世の大宮司長氏、後深草院建長年中、爰に神託の告有て、田島に移奉ると云傳ふ。田島の御神社は戊亥に向ひ、敵國降伏をあらはせり。今田島の社家所祭の神座かくのごとし。

第二左湍津姫命

第一中田心姫命

第三右市杵島姫命

凡三所の大神の社に、各三神を祭奉るといへ共、其主とする所の神を以中座とす。田島の社人は此社を第一とし、田心姫を主とする故に、中座に祭て是を主とし、餘の二神を客とす。古へは大島奥津島の神をも、田島村の本社の外、別宮に祭りし社有。是光仁帝天應元年、神託有りて此所にまつると、田島の社司はいへり。然るに寛文二年、兩社を本社の側に移して、大島の社は本社の南に在。澳津島の社は本社の方方に在。其外末社七十五社すべて百八神、所所に在しを、此時皆本社の境内に移して、今は廿社に合せ祭る。是は別所に散在しては、昔に替り、社人數すくなければ、掃除祭禮等にもわづらはしく、いさぎよきことあたはざる故也。百鍊抄第六に、崇徳院長治二年五月廿八日、太宰府言上す。宗像社炎上の事と云り。是此御社の事にや。近衛院天養元年、宗像氏信と氏平と、當職を争ひ戦ひ、氏信打負て火を

放ち、社務片脇の館をやく。其火社頭に及び、本社末社一字も残らず、忽灰燼となる。其後造營せしかども昔に不及。年を経て後大破に及び、將軍足利尊氏の時、大宮司氏俊興立の願に依て、公に訴へしに、尊氏の弟直義奉^{うけたまは}て許容の下文を遣す。貞和元年に造功終て悉く成就せり。其奇麗なる事あげて書べからず。遙に年を経て後、後土御門院文明の比より、修理も絶々に成、天文の比は頽破に及しが、弘治三年四月廿四日、内陣より火出て、神殿焼失、神體及神寶迄一時に灰燼となる。永祿二年、大宮司氏貞十五歳、近國の敵襲來の難をさけて、大島に退く。三年三月、本城に歸る。其後氏貞武功により、本領半取返す。天正四年、當社再興の志有て、斧初有。同六年、造營成就す。即今の本社也。同六月朔日、遷宮の儀式有。此時大宮司並諸奉行連判有て、今に残れり。延寶三年に國君光之公拜殿を改立らる。舞臺をも建立し玉ふ。又此時諸末社及一切經堂、鐘樓等を

も光之公改め作り玉ふ。鐘は天正十一年に大宮司氏貞、病氣の祈願にて、新に鑄てまいらす。其高さ龍頭の下際迄四尺四寸、口の經三尺七寸、厚五寸三步有。大宮司家のかしはの紋有。銘は僧の作也。○昔は宗像田島の社、毎年大小神事甚多し。今は其禮絶て、古への百分の一も行れず。年中月次の祭禮の次第を、詳に記せし祭禮記一卷有。今社家に傳れり。年中祭禮記と號す。其事は繁多なれば爰に記さず。其内神樂等のかたはし記るし侍る。此地は都遠き邊土なれど、さすが名神の大社なれば、古へはかゝる風雅成事をも奏しけるならし。今は誠にかゝる神事舞樂など絶てなし。二月十六日、御神樂の次第、第三宮にて酉時に皆參。早韓神はやからかみをうたふ。先人長舞ふ。次に内侍舞ふ。第二宮御前庭にてうたふ。皆前に同じ。第一宮にて神拜の次に、人長阿知女あちめ次舞曲有。其取物は幣、枝、篠、弓、劔、鉾、杓、正木等也。次延韓神のべからかみ末、次早韓神、次志都野しとの末、次千歳、次早歌、次

内侍舞、次萬歲樂、次弓立、次宮人、次行列、次德錢子、
本、次由不作^本、次朝倉^本、次其駒也。五月三日、競馬、次
舞樂、次東舞、神官六人。八月十三日、放生會、相撲、田
樂、延年、猿樂有。○此御社の恆例の祭日は八月十五
日成しが、元祿八年より改て九月朔日に祭る。神樂
有。古への風雅成る神樂には非ず。許斐村の社人等勤
む。又内浦村の龜石大夫と云者來りて、毎年猿樂を舞
ふ。昔より龜石此事をつとむ。大宮司四十三世氏經の
時、初て八月十五日に放生會を行はれ、近代迄是有し
が、今は放生會はなし。○此御社の神寶、古へ朝廷よ
りの御寄納さばかり多く、其外勅書、綸旨、將軍家の
御教書、公家武家の奉納をくばく成しとかや。され
ど時々の災變にかゝりて、焼失散亡せり。昔朝廷よ
り大宮司に賜りし綸旨、所々に散在する物多し。此
社には無^レ之。又氏貞死去の後男子なし。其女子草刈
太郎左衛門に嫁して、長州に行しかば、古き文書は
悉く長州に携去て、今は此所に是なし。今有所は氏貞

の寄進有し歌仙有。繪は狩野古法眼が筆。歌は聖護院の御筆。卅六枚そな

はれり。近き比前國主光之公よりも、歌仙一具奇進

し玉ふ。内陣に納む前繪は狩野法眼永眞筆。歌は持明院殿筆也。今拜殿に懸た

る歌仙は、繪も歌も國主の家臣のかける所也。是又光

之公の寄納し給へる所也。此外足利尊氏此國に下向

有し時、寄進せられし鎧一領有。又何人の奉納せし

にや、太刀一腰有。其外に短刀一口、黒田の臣池内

氏奉納す。明應八年に大宮司氏佐の時、鐘崎の海中

より上りし翁の假面一有。小早川隆景の書狀三通有。

社人中に當る。其内二通は隆景朝鮮在陣の時、彼國

より來る。○田島社の南に、御飯の水とて井有。清

冽也。神饌みけを炊ぐには、必此水を用る故に、御飯の

水と云。社人の曰、汚穢有者此水を汲ば涌あがる。

民家よりは汲ず。此外片脇と云所に、二の清泉有。

竹裏木裏と名付。是又靈泉也と云。○田島の社の御

炊屋の後に、織幡の社有。鐘崎の神を爰に勸請せし

成べし。○田島社人村民共に、彦山の神に參詣する

事を古より甚禁ず。彦山の山伏も此地に入らず。彦山に參詣し、又彦山の者を此地に入れば、必災難有と、古來云傳ふ。如何なる故といふ事を知らず。今にいたりて、遊觀のためにも彦山にゆく者なし。那珂郡上警固村、糟屋郡宇美村の里人も、彦山に參詣せずと云。宰府、箱崎も同ことなり。○田島の本社に、毎年除夕彼社人十一人年籠す。其夜神前にて、來年の年穀の豊凶を初、早潦風病、又は來年各我が身の吉凶、何事にても、うたがはしく決し難き事を占ふ。其占様は、紙に其品を書、もみてつねのくじを取がごとくにす。是をためしと云。其吉凶違ふ事なし。除夕に非ずして、他時にも占ふに、又驗有。除夕尤しるし有。夜明て元日に、神前にて煎にたる餅を各食して歸る。農人も志有者は籠る。他村よりも來る。或は所願有て來り、年籠する者多し。○毎月朔日、十一日、十五日、社人詣で、一時に中臣祓をよむ。隙ある時は此外にも參りよむ。又巫女一人有。昔は三人有しと云。

社人のつとむる時ごとに、巫女も出て神樂をうたひまふ。月ごとに其歌かはる。○田島より鐘崎へ二里、赤間へ二里、許斐へ一里卅町、神湊へ一里、大島へ四里、五月濱へ十三町、福岡へ九里有。○片脇城田島の南に在。宗像大宮司清氏初て此地に住す。其後代々の社務此城に住居す。○育王院 田島に在。曹洞宗の寺也。開山龜陽和尚。其開基の年代しれず。本尊薬師也。昔大宮司より、寺産七町寄附せり。今は寺産なし。○興聖寺 田島に在。臨濟宗。開山は即山和尚。大宮司五十二世氏俊、延慶元年開基、片脇城内に此寺を立つ。即今の寺地也。大宮司の時、寺産十三町有。今は寺産なし。○田島の社の傍に、藏經の納れる小堂並石佛あり。其詳なる事は下卷に是れをしるす。○田島村中に、昔大宮司の時の町の筋九つ有。今も其名有。

宗像大宮司宅は、田島村の境内、本社の南に在。方百餘間。其跡今は田となれり。是大宮司中世より代

代の宅地也。近世の氏男迄は常に此所に住む。氏貞の時兵亂を恐れて、常には赤間のつた蔦が岳たぢの城に住し、祭禮の時のみ此宅に來りしとかや。○日本紀神代卷に記せし所の、此三神をいつき祭しは胸肩の君也。姓氏錄第十九卷に曰、宗形の君は、大國主命六世の孫吾田あだ片隅命後也と見えたり。又舊事記に曰、阿田賀田須命かたは、大己貴命八世孫也と云り。歴史の内に、宗形の
大領宗像朝臣任官の事しばらく見えたり。是又宗像の君成べし。社家の説に云傳るは、宇多天皇の皇子醍醐天皇の御弟を清氏と云。初は光遠と云し由、宗像社人云り。延喜十四年、勅を奉て、宗像大宮司と成り、此地に下り、神社を改造れり。在職十六年なりと云。此説大江匡房見えたり。吉田神職注文にも載之と云。宗像社人の家記曰、宗像神に是より先しばらく勅使を下されけるが、清氏に祭祀を命せられしより以來、勅使の下向を停らる。清氏宗像に下り玉ひてより、宗像を以稱號とし、田島の里片脇と云所に、居宅を營作して給せらる。其後代々社務

の居城也。今案に、神代卷に、筑紫胸肩君等が祭所の神是也と有。然ば則舍人親王の時、已に宗像祠官有し事明也。社家に大宮司の始祖を清氏と云傳へたるは、此前既に祠官有といへ共、其家亡しかば、醍醐天皇命じて補任し給ひしにや。今案るに、宇多天皇の皇子に、清氏と稱する人なし。或は有之て、古記にたましくもらせしにや。清氏弟二世氏男、天慶二年補任せらる。宗像社人の舊説に、是より以來近世の氏貞に至て、歴世皆中納言に任ず。世官なりしと云。此説いぶかし。公卿補任に、宗像大宮司中納言に任せし事見えす。是唯後世衰亂の時、祖蔭に襲ついでで、郷里において私に中納言と稱して、其家を自尊貴にせしにや。然ば朝廷より勅任にはあらざるべし。朝野群載第六卷、白河院應徳元年七月廿七日の太政官符に、正六位上宗像氏道を以、筑前國宗像社大宮司に補任せらるゝ由見えたり。然ば大宮司中納言に非ざる事明白也。氏道は世譜に第十世とす。但朝野群

載と世譜と年代違り。世譜刪正に是を顯はす。第五十四世氏俊は、後醍醐帝の御時に當れり。足利尊氏君上に叛逆し奉て、都を逃下り、本州糟屋郡多々良濱に着れし時、小勢にて甚兵勢衰微しかば、九州の諸士いまだ附屬せず。然るに氏俊最初に尊氏に附屬し、使者を遣して我宅に請待し、諸國に檄文を廻らさしむ。依是九州の諸士、漸々尊氏に屬せしかば、尊氏忽勢盛んにして、菊池に打勝、終に上方に攻上り、帝都をかたぶけ奉り、天下をうばへり。氏俊神職の身として、朝廷に背き、逆徒に隨ひ、かゝる仕業、識者の議いかんぞや。此時初て兵革の事に預りしより、後世の子孫も又然り。此後はひたすら足利に屬して、七十二世の氏佐迄はかくのごとし。第七十三世興氏より以後は、足利將軍家の威勢おとろへ、天下大に亂れ、九州毎に分れ争ひしかば、筑紫の諸士は周防の大内氏に與し、山口に參候する者多し。宗像大宮司も、大内義興の旗下に屬し、山口に參勤

す。七十七世正氏は七十四世氏佐の嫡子也。七十六世の大宮司氏續の跡をつぐ。此時正氏に大内義隆より、長州黒川深川兩庄を馬の草飼料に賜りて、黒川に居住せしむ。黒川にて、大内氏の家臣陶尾張守晴賢後に全姜と云。が姪女をめとり、二子をうむ。一人は男子、鍋壽丸と云。其次は女子也。正氏早く職を氏男に譲り、孔大寺の白山の城に隠居し、姓名を黒川隆尙と改む。其年病をうけて、天文十六年四十六歳にて卒す。七十八世氏男は氏續の子也。正氏が家督と成て大宮司に任す。正氏の息女を妻とす。陶全姜大内氏に叛逆して、山口の宅をかこむ。義隆其難を逃れ、出奔して長州深川大寧寺に至りて自殺す。氏男は山口に在て、義隆の跡に残り、敵を防ぎしが、義隆に随ひ深川に行んとせしに、道にて敵追付て、氷の上と云所にて戦死す。其年三十三歳。正氏長州黒川にて生し子鍋壽丸、今年七歳に成しを、陶全姜がはからひにて、宗像四郎氏貞と號し、天文廿年九月十二日宗像へ下し、

白山の城に居らしむ。翌年大宮司と成。其後十二年の間は白山に在城す。永祿五年、赤間山蔦が岳の城に移る。氏貞在職卅四年。天正十三年四月六日、宗像にて病で卒す。年四十二歳。其年數異説有れど、辭世の偈に、四十二年とあれば證とすべし。男子無くして家絶ぬ。亂世なれば、家臣共、變の起らん事を恐て、其死を隠して翌年披露せしと云。天正十五年、豊臣秀吉公島津征伐の爲筑紫へ御下り、島津降参して歸陣し給ふ時、筑前を小早川隆景に賜り、宗像大宮司領、すべて秀吉公より沒收し給ひ、氏貞の後室に、宗像郡大穂、本木、野坂、那珂郡の板付、麥野、以上五箇村を被宛行。氏貞の妻は大友家人曰
杵越中守鑑連が息女也。家老占部九郎右衛門貞保に、肥前の瓜生野村を賜り。此時宗像の家人は、皆祿を失て浪人と成。氏貞の後室及息女三人は大穂村に被移住。長女は毛利輝元の家人市川與七郎に嫁す。次女は容貌勝れて美成る由聞えしかば、石田三成取次にて、太閤肥前名護屋に在城し給ひし

時被召寄、妾と成、宗像の一字を取て其名をムネと稱せらる。其後太閤御上りの時、暇を給りしが、毛利の家臣草刈太郎左衛門重繼に嫁して、周防に行。早世しければ、其妹をめとりて繼室とす。草刈初は土佐人也。毛利につかふ。後に

對馬と隆景隱居の後、其義子秀秋より、氏貞後室の號す。

領せる五村、過分也とて取放され、筑後の内三池宮浦にて、變かなる領地を興へられしかば、彌幽かなる有様にて年月を送らる。秀秋備前に移り給ひて後、後室は市川與七郎を頼て、長州へ行れけるとぞ。一説に後室筑

後領地五箇村秀吉公より取上られ、丹波國にて替地を給はりけれ共、遠國なればとて被指上げれば、領地にはなる。社人傳

に曰、醍醐帝延喜四年甲戌、清氏勅を受けて大宮司と成り、宗像へ下り給ひしより、天正十三年乙酉、氏貞の卒する時に至る迄、大宮司七十九世、年數凡六百七十三年にして、宗像大宮司の家亡ぬ。其間他姓の人社務に任せしは、清氏より第四世に當て、宗時と云ひし人在職す。又其次に妙忠と云し人在職す。是を因幡大宮司と云。第四十一代大友氏能在職す。此三人は

他姓の人也。自餘は皆宗像清氏の裔孫也。又其間先祖の諱を冒して名とせしも多し。是還任せしのみならずして同名多し。見る人、祖孫同名多きを怪しむ事勿れ。清氏以下氏貞に至て七十九世の譜は、世上に流布せり。爰に記さず。○氏貞の聲草刈太郎左衛門、其子孫今毛利家に仕へて、長州萩の城下に在。氏貞死去して、其家に傳はれる文書を傳へべき子もなければ、氏貞の女子草刈方に皆持行て、其家に傳へて今に在。其内綸旨及將軍家の御教書等、凡五百三十餘紙有。其外文書多し。凡て長持一、櫃一に是を納むと云。○大宮司宅中に昔許斐の社有。今は本社の前に移せり。田島にては、こひと稱す。このみとは稱せず。○臨永和歌集第五神祇部に、宗像大宮司第四十八世氏長歌有。

千早振神代久しくすむ月の

曇らぬ影を猶頼みつゝ

また戀部に

はかなしや猶さりとともと思ふ間に

いつはりつぐる鳥の八こゑは

田島村大宮司宅の西の山上に上高宮在。昔より元和年中迄社有。是大宮司世々の先祖の神靈を祭し所也。其後社なく成しかば、慶安三年、國主忠之公社を立給ふ。山上なれば風烈くて、社の破損すること早かるべし。風ふせぎの爲とて、廻りに高く土を築上げ、社地をひさくせんとして地をほりしに、石有故掘出して見ければ、石棺有。其内一方に骸骨有。朱にて詰たり。一方に間に隔有て、太刀十二、弓二、矢根七十五有。太刀折れてつゝかず。此所昔より元祖清氏の墓と云傳ふ。棺は元の如く納め葬り。其跡に社を立たり。寛文二年本社の外に在し諸の未社を、本社の傍に移す時、此社も本社のほとりに移して末社とす。故に今は此地に社無し。此舊社の有し時も神體はなし。○下高宮は上高宮の北に在、其地少しひきし。是は世々の大宮司内室の靈を祭所也。古より一社在

來れり。木窓多し。是又寛文二年に本社の傍に移して末社とす。今は此地に社なし。北崎大明神も、昔此地一社の内相殿に祭れり。其神名不知。是又右と同時に、下高宮と一社にして、本社の傍に移す。○田島の大宮司宅地の跡の田の中に石有。其文理悉くかしはの葉の形有。大宮司の紋も、かしはの葉也。是偶然に合たる也。信濃國善光寺に近き柳と云所に、石面に木の葉の形ある石有。木の葉石と云。わりて細かなるにも紋有。筑後國にも有。會津風土記曰、羽黒山の北の麓に木の葉石有。其石のすじめ木の葉のごとし。かやうの石は所々にあり。珍しからず。○足利將軍義昭は織田信長と不和にして、畿内を出奔し、流浪して、毛利家を頼み寄食せられ、諸方に廻文を遣し、入洛の事を頼まれし時、宗像大宮司にも書状を被送。其文に曰、

就ニ入洛之儀、毛利及行、勵ニ忠功ニ半之條、此節諸事可ニ馳走ニ段可ニ喜入、爲ニ其差越ニ一色駿河守候。仍

肩衣袴遣之、猶輝元可申候也。

六月十一日

足利義昭判

宗像大宮司殿

右の使天正九年九月八日、宗像に來ると云。

近代梶井宮より宗像法忍坊に賜し御書有。年比は不知。是を以見れば、中納言の大宮司家の世官にあらざる事、ますく分明也。其文に曰、

宗像一官之事、雖無舊例、無餘儀候。於中納言者難成候。相應之官位可奏聞候得共、彼方之分別難測候間、被示合一人可差上候。涯分馳走、疎意有間敷候也。

梶井宮

五月十七日

御判

法忍坊

○大島

神湊の海濱を去事三里、北の海中にあり。島の周り三里餘。此邊他の島に比すれば、頗大成也故に大島と

名付る成べし。民家も多くして町有。町の長さ六町許。後町も有。乾の方にも町あり。谷里と云。大島の里の内に五の名有。民家すべて二百餘。商人海人まじれり。此島に宗像の神一社おはします。日本紀神代卷上に、中瀛なかつみやと云へるは此島の神社也。中津宮と云るは、おきの島、へつの宮の中にあれば也。此神の御事は、前の三社の所にしるせり。社は巽の方に向へり。田島の方なり。神前石階の下に石の鳥居有。石階の高さ四五間を上る。年中十餘度の祭有。本祭は九月十二日也。末社七十五區、末社の神名百八神。今は十八社に合祭る。社家の祭る所神位如斯。是湍津姫を主とす。

左 第一 田心姫命

中 第二 湍津姫命

右 第三 市杵島姫命

此神職一人有。其家を二の甲斐と云。河野氏也。此外權官五人、命婦二人、預二人あり。毎月朔望に御

供をそなへ、神樂を奏す。此島にても、元日の御供を以て、村民一年の吉凶をうらなふ。必驗ありと云。

○湍津姫に仕ふる婦人、其職をつとむる間は月のさはりなし。今にかくのごとしとぞ。○御社の後に高き山有。御嶽と云。昔は山上に神社有。天照大神にておはしますと云。寛文二年本社境内に移して末社とす。田島の祭禮記に、大島御嶽二所大菩薩と有。○御嶽の下本社の方古き井あり。其水さはめて清冽なり。御手洗の井といふ。此下天の川なり。故に此井を、社家には神代の巻に見えたる天真名井に比して、敬慎すと云。○社前に天の川流。此川御嶽の下より出、其川の端左右に分れて、牽牛織女二星の小社有。川をへだてたり。古今集秋部の歌に、

秋風の吹にし日より久方の

天の河原にたふぬ日はなし

石見女式髓腦曰、筑前大島と云所に星宮とて有。川を隔て宮有。北をば彦星宮と云。南をば七夕宮と云也。

男を申者は彥星の宮に籠り、女を申者は七夕の宮に籠る也。七月一日より七日迄籠りて、川中に三重の棚を結て星祭をして、三の手洗たらひに水を入れて影を見るに、何れも逢べき男の姿手洗にうつれば、其男に逢べきと知也。古今集榮雅抄に曰、筑前國大島に、星の宮とて、北は彥星を祝ひ、南は織女を崇む。二社の間に川有。天の川と名付く。女を得んと思へば織女の宮に籠り。男を得んと思へば彥星の宮に籠る。七月朔日の夜より七日の夜半に至り、河中に棚を結て、手洗上中下三つに水を入れて、上中下に男の名を書て祭をして、毛洗にうつりたるに隨ひて、其男女の縁を定むる也。此祭をせんとは、河原にたぬ日はなしと云。

○此島の東南の海に向に鐘崎有。江口有。其間四里、地島へ二里、福岡へ海上十二里、是より神湊へ三里、神湊より福岡へ陸地を行ば八里有。○此島の中所々に佳境多き事、あげてかぞへがたし。何も珍らか成美景の所也。されど遠僻の海中にあれば、昔より歌人

も吟詠なくして、其名顯はれず。故に今爰にことごとく記さず。○此島に觀音が洞として大成窟有。海邊潮入所也。口狹く小舟を一いるべし。奥廣くして舟五六艘を双ぶべし。底は深さ一丈餘有。左右七八間。おくへ入事十間許、上と左右皆岩也。水の落る音雷の聲のごとし。○双六瀬と云所有。海邊に大石有。方四五間有。上ごばんの面のごとく平也。○神崎は大島の北に在佳境也。昔此島の神の、出雲より初て此所に着給ふ所と云。○正三位の社、是も百八神の内也。大島の内岩瀬と云所の森の内在。本社より十五町有。好景也。小社也。拜殿も有。是は奥津島の末社にして、此島に在。春冬兩度祭有。奥津島の神を常には此所にて祭る。前の海邊に鳥居有。是も奥津島の鳥居なり。又貴船社有。本社より九町有。正三位へ詣行道也。是は中津島の末社也。

隱山、昔亂世の時、海邊に海賊來て、民家を掠めし時、此谷に隠れしと云。○御浦の穴磯より少上に在。

入二間、高二間ある穴也。

御所山、小山也。南に向ひ、下に平地有。昔毛利元就、宗像大宮司を救はん爲、爰に來り陣せらる。故に御所山と云。一説に、元就は來り玉はず。其時奥津島の社人河野氏戦功有し迎、給はりし感狀、今に彼が子孫の家在。

安倍宗任初め讃岐國に配流せられ、後に此島に流され、終に此島にて死せり。

俗説に、此島を宗任が居たりし故に、安倍島といふといへるは非なり。安倍島は今の藍島なり。糟屋郡の記に是を詳にす。

其子三人、長子は松浦に

ゆく。松浦黨の祖なりと云。次男は薩摩にゆく。三

男は大島にとゞまり、島の三郎季任と云。宗任此島にて初居たりし所を、里民は毘沙藏びしゃくらといふ。宗任が安置したる

毘沙門堂在し故也。今民家にちかくうつせり。後に居たりし所を御所山といふ。一説に、毛利元就、爰に來り陣せられし所なる故、御所山といふといへるは非なり。其下に廣き平地

の島あり。小山四方に圍て、風をさえへだつる故に、島の字をさえ崎といふ。大島にのこれる安倍氏の遠孫、近世まで我産として稼穡の利を收む。永正の比、

安倍伊豆といふ者、宗像大宮司と不和にして、安像より亡され、其妻大島を去て糟屋郡薦野にゆく。遺腹の子ありて是を安倍和泉といふ。立花氏につかへて、薦野三河に屬す。天正十三年、七十餘にて清水原において戦死す。其子右馬助は、是より前天正七年に、生松原の戦に、鬼木清甫といふ者と鎗を合せて戦死す。其弟六彌太も天正二年に道雪にしたがひ、筑後國西牟田にて戦死す。其子弟猶筑後國柳川にありしが、後に此國に來り、長政公の臣となり、其子孫今に至りて福岡につかふ。初安倍伊豆が大島にて亡びし時、其弟は宗像大宮司よりゆるし置きて、猶大島に在しが、其子掃部といふ者、また大宮司と不和になりてほろびぬ。その子次郎太夫幼かりしが、長じてのち、大島の神職となる。後には、その家衰微して、神職をうしなひ、農人と成りて、その子孫大島に残れり。宗任が配流せられし時、したがひ來りしといふ屋形、萬澤、豊福の三氏の遠孫も、今に

大島にのこれり。

御所山の東の方、磯際の岩の上に社あり。里民は道祖の神といふ。安倍氏の説には、安倍宗任此の島に流されて後、奥州の松島明神を勸請したる社なりといふ。故に今に至るまで、此島に残れる安倍氏の子孫は、子生れて忌明に、先此社に参り、其後大島の社に参詣す。此社島の末社にあらず。然れ共近年大島の神職河野氏は是を祭る。

氏貞の時亂世なれば、大島を以、宗像のつめ城と頼めり。要害よければ也。依之許斐安藝守氏鏡あき、占部八郎貞保、吉田兵部少輔貞勝、三人を遣置て常に守らしむ。城山は本社より西の方一里許に在り。大宮司も難をさけて、爰に籠れりと云。

東寧山安昌院 曹洞宗禪寺也。安倍宗任廿一世の孫妙任尼建立す。今は田島育王院の末寺也。此地佳景也。十景有と云。里人の求に依て、篤信かつて此地の十景を名付く。見る人いたつかはしければ、爰に記さ

す。○久昌院 海雲山と號す。昔は眞言宗成しが、今は曹洞宗也。田島育王院の末寺也。○比丘尼背^せ町の前に在。幅十間、或は八九間、長百間許有り。昔妙任尼、此里人の爲に波頭をつかんとて、石を舟につみ漕寄けるが、未其功ならずして、妙任死す。其後續て成す人無し。

津和背^せ 本社より酉の方一里に有。入口廣く深し。入込て佳境也。此所に、寛永廿年異船一艘寄來り、船中の人暫く陸に上り居たり。折節奥島の社人一甲斐四郎右衛門が弟、仁兵衛といふ者、牛をつなぎ置しを引に行しに、磯邊に異人ども見え、海邊には異船一艘うかべり。仁兵衛あやしみて近付けるに、異國人の内、日本のことばにて、此邊の事を問、山上に在番所をあやしみ尋ねけるに、仁兵衛、是こそ切子丹船杯の來るを察せん爲に、國主より立置れし番所也と云。異船の者共驚て、銀二枚仁兵衛にあたへて、此船を出し、帆影の見ゆる迄は爰に居て、其後歸りて

たべと頼む。仁兵衛先受合て、暫し立やすらひ・頓て歸り、兄と姉聳につぐ。其比國主忠之公より村井仁右衛門と云士一人、此所の島守に遣しおかれける。村井氏折節山に入て居らず。人を遣して其由をつぐ。仁右衛門、社人、庄屋、百姓を連、舟にのり出、其外浦人共も乗、追々に追かけゝるが、異船は遙に行延しかば、追付べき様もなかりしに、島の神に祈りなどして、幸に風變り、やう／＼に追付て、舟を大島につれ來りぬ。異人凡十人、内四人は耶蘇宗の伴天連也。一人は、いるまん也。是は元長崎の者也。又もと京大坂に居たりし日本人、昔天主教に渡りて住める者一兩人交れり。其餘は皆異國人也。此度此者共來りしは、天主の法をすゝめて、廣めん爲なりと白狀す。此由を福岡へ申ければ、福岡へつれ來るべしとてつれ行、後に江戸に遣されけるが、切子丹の目あかしと成、牢に入置て殺し給はず。異船に在し銀七貫目は、江戸より皆大島の村民に被下、村井には國主より

賞を給はる。又村井氏に付て舟を乗出し、目原市郎左衛門が弟九郎次郎、廿歳成しが、追かけし舟には乗らで跡に止り、地島、鐘崎、初浦、芦屋、若松迄所所に觸狀を遣し、しかぐの事あり、浦々よりはやく加勢舟を出し、追かけよと云遣しける故、浦々よりも舟を出しける。九郎次郎が才覺の働、むべ成とて、是にも賞を行はれける。

源氏物語玉かづらの卷に、太宰少貳の娘御お許もとが歌に、

舟人も誰をこふとか大島の

浦悲しげに聲のきこゆる

夫木集具氏が歌

さりとともと身のうきことは大島の

神の心を頼むばかりぞ

○澳津島

俗に此島をおきの島と云。神をおきの御神と云。

此神の神名の事、右に記せり。澳津島の社人は、舊事記、古事記及大宮司氏俊縁起の説に於て、此島の

神を田心姫とし、第一宮とす。故に中を田心姫とし、左を市杵島姫とし、右を湍津姫とす。今田島の社家、田島の別所に祭所の、澳津島の神座の列は、中を市杵島姫とし、左を田心島姫とし、右を湍津姫とす。此島は大島より乾の方に當り、其間四十八里といへども、日長き時朝早く舟を出し、風波なければ暮前に着。然ば二十里餘有べしと云。島の廻り一里有。社は西南に向て、山の麓平地の高き所に立り。今の神殿方九尺、又拜殿有。末社古へは凡七十五。今は合せて十五區とす。祭所の神名百八神有。海邊より社迄其間百五十間、路さがしからず、漸上る。春二月、冬十月、兩度祭有。昔大宮司有し時は、秋も祭有しが。近世は秋を略して祭らず。風烈敷吹ば波荒き故、渡る事あたはず。故に祭日は定らず。社人は唯一人大島に在。其家を一甲斐と云、河野氏と稱す。社人此島に着たる日より、毎日潔齋して、第八日に當る日祭る。兼て魚を釣て神膳に備ふ。魚を得ざれば祭を

延る。寛永十六年より以來、國主より島守を置給ふ。足輕三人、水主四人、大島より役夫二人、凡九人かはるく來る。五十日を以て限とす。送り舟は大島より二艘出す。島に常住人なし。初て此島に來る人は、先海水に浴し、正三位の社に參り、七日の間毎日一度海水を浴し、第八日に本社に詣づ。足輕水主も同じ。島山高し。其峯三有。いと高きを一の岳と云。其次二の岳、其次白だけ、皆岩山也。一の岳も糟屋郡立花山よりひきし。凡此島山の形狀、風景うるはしくして、奇異なる事、他邦においていまだ見ざる所也と云。遠く俗塵を離れたる佳境也。岩そびえ、木茂り、島の廻り皆大岩也。本社の後左右にも大岩有。見上る計也。山中雜木大竹多し。松なし。岩間より大竹生出たり。山上より對馬、朝鮮見ゆ。東の崎よりは長崎見ゆ。田圃は少もなし。大島、金崎、初浦の漁夫、春夏秋の間來りて漁す。其外他方よりは來り漁することならず。凡此神の威靈をば衆人甚恐る。靈驗

昔よりしばしく多きよし語り傳ふ。此島にて忌詞多し。常の詞はけがれ也と云。僧尼、山伏、女人、牛、馬、鹿、鼠杯は皆別名有。祭時御饌みけに備へし御飯を、後の祭禮の時徹す。其時御飯の變によりて、世の吉凶を占ふ。昔より三神の御前、一神に各三饌、すべて九饌を備へ奉るに、各其人に屬したるためし有て、天子、將軍、國主、國の大夫、社人の自身、或諸社家の事に應ず。世に變災なき時は替る事なし。其變災有べき時は、其人に當りたる御饌の御飯に變災有。御飯すべて禿の髪のごとく、小兒の黒髪のうるはしくおひとゝのへるが如し。或は海藻の如く、或は黒く腐りて、手に取ば忽くだけ消ぬ。さまざま變有。其變恠有を見て、其應ずる所の人の凶をしる。昔より此ためし違ふ事なく、必しるし有と云。○此島の竹木土石など取來る事、神のをしみ給ひて、必災となる由いひて甚恐る。猥りに島の物をむさぼり取てあらさば、誠に神の祟り有べし。但正神は俗のいへる

ごとくに、鄙吝成ことは有べからず。

奥津島の前廿町許、島の巽の方に小屋島とて小島有。高さ水面より七丈、廻り百間許、皆岩也。○小屋島と奥津島との間、御門柱かどとて岩二ツならび、恰も神門のごとく成有。其兩間四五間有。本社の方に向へり。いとことなる所也。

奥津島の磯に太鼓石とて、大岩海中に差出たり。夫木の歌によめるは此所成べし。荒舟に近し。晝夜潮の満干に、此石に當りて鳴ひ々く。故に太鼓を打がごとし。鹽の満干しるゝ也。

顯

中

立波につゝみのおとを打そへて

唐人よせぬおきの島守

南の方磯の岸の上に龜石有。大さ方三尺、耳、目、鼻、口、手、足、甲、尾、皆備りて、龜の形に似たり。龜瀬海中に在。○島守の居る所は海濱に近し。後は岩也。奇石にて疊をつめるがごとし。又なれこ石と云石有。

初て此島に来る者は、海水に浴し、夜中に此石の邊を廻る。身の不淨をば拂はんがため也。○此島に船入所は、島守の居る所の前に、わづかに小船を一艘漕入る程あり。恰も竹生島の神前のごとし。左右に背有。浪あらし。故に漁船など來れば、濱の上に引あげ、岩によせかけてならべおく。○此島の山中に御麻畠とて、一町許諸木不生所有て、草のみ茂れり。○田島、大島、奥津島の末社は、三所共に皆七十五社、百八神也。近世は三所に合祭りて、末社數すくなし。一社に數神を祝ひ納む。○此島に獸物なし。唯鼠多し。蛇、石龍子の類、昔よりなし。諸鳥時に應じて多し。匏、さいえ、淡菜、海藻多し。薪多し。大竹有。

奥津島の土産

| | | | | | |
|----|--------------------------|-------------------------------|-------------------------|----|-----|
| 黄精 | 風蘭 | 沙防風 | 天南星 | 風藤 | 麥門冬 |
| 包橘 | こば <small>葉似椶櫚幹直</small> | 駒鳥 <small>多し</small> | 鷹 | 匏 | 大葉 |
| 菜螺 | 海蝦 | 黒魚 <small>如鯛深黒、多脂美味也。</small> | 久魚 <small>ひさのうを</small> | 阿羅 | 鱒 |
| 魚師 | 海鱈 | 烏蛇 <small>在海中</small> | | | 鯛 |

此島奇境なれば、此外異木、異草、藥草など多かるべし。渡りし者見知らざれば、其有無知れず。

荒船御社 奥津島より少前に、荒舟と云所有。舟の形なる大岩有。はなれたる小島なり。前に少し入海有。御手洗と云。此所に不淨の物を捨ず。大岩のみ有て、土地なし。浪あらしき所也。其内北の方に少し離れて、山上に高大明神と云社有。

藤原輔相

拾遺第七物名

莖も葉も皆緑なるふか芹は

あらふねの宮白く見ゆらん

御笠郡芦城に荒舟川有。芹の名物也。此所ならん。宰府より上方へ行驛芦城に在り。

筑前國續風土記卷之十六終